

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（会津若松市時短協力金）

1 対象店舗

会津若松市内で食品衛生法第 52 条に定める飲食店営業許可を受けた以下の店舗。

○接待を伴う飲食店

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号に該当する店舗）

○酒類を提供する飲食店

※対象外店舗

以下の（１）～（１０）の店舗は対象外となります

- （１）惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- （２）ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- （３）イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- （４）自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- （５）ネットカフェ・漫画喫茶
- （６）飲食スペースを有さないキッチンカー
- （７）ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- （８）結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- （９）学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- （１０）行事や祭り、イベント等で出店を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

2 交付要件

次の「ア」から「キ」までの要件を全て満たすこと。

ア 会津若松市内に対象店舗を有すること。

イ 対象店舗において、午後 8 時から午前 5 時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和 3 年 5 月 3 日（月）午後 8 時から令和 3 年 6 月 1 日（火）午前 5 時までの期間、午前 5 時から午後 8 時までの間に営業時間を短縮するとともに酒類の提供を午後 7 時までとすること。

※1 ※2 ※3 ※4

ウ 対象店舗にかかる食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る。）に記載されている営業者であること。

エ 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること。

オ 令和 3 年 5 月 1 日（時短営業要請日）より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和 3 年 6 月 1 日以降であること。

カ 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。

キ 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

※ 1 令和 3 年 5 月 1 日（土）又は 5 月 2 日（日）から営業時間の短縮を実施した場合には、交付対象期間に含めます。

※ 2 時短営業には、午後 8 時から午前 5 時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和

3年5月3日（月）午後8時から令和3年6月1日（火）午前5時までの期間、休業している場合を含みます。

- ※3 通常、午後8時までの営業であった店舗は交付対象外となります。
- ※4 時短営業の開始が遅れた場合、時短営業を開始した日から令和3年6月1日（火）午前5時まで連続して時短営業することが必要です。

3 交付額

次の2つの方式に基づき1日あたりの交付額を算定し交付額を決定します。なお、大企業はBの方式での交付となり、中小企業はA又はBいずれかの方式を選択可能です。

- A 前年度または前々年度の1日あたりの売上高に応じて1日あたり2.5～7.5万円。
- B 前年度または前々年度の1日あたりの売上高減少額の4割（1日あたりの上限額は「20万円」または「前年度または前々年度の1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額）。

- 時短営業の開始が遅れた場合、「時短営業した日数×1日あたりの交付額」を交付します。その場合、時短営業を開始した日から令和3年6月1日（火）午前5時まで連続して時短営業することが必要です。「時短営業した日数」の考え方は下表をご参照ください。
- 対象地域内で複数の店舗を運営している事業者は、一括して申請してください。対象店舗ごとに1日あたりの交付額を算定したうえで、合算して交付します。

○：時間短縮営業した日 ×：時間短縮営業しなかった日 ☆：定休日や従来の営業時間が午後8時より前の日
 ※交付対象期間は表中の青色部分です。

	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	交付対象期間	考え方	
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5/1～5/31	時短営業を開始した日から令和3年5月31日（6月1日午前5時）まで連続して時短営業した期間が対象です。時短営業中に、定休日や従来の営業時間が午後8時より前の日があっても対象です。
2	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5/1～5/31	
3	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5/3～5/31	
4	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5/29～5/31	
5	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5/2～5/31	
6	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5/1～5/31	
7	☆	☆	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5/4～5/31	
8	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	時短営業しなかった時点で、それまでの期間は対象外です。
9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	

4 申請受付期間（予定）

時短営業要請期間の終了後（6月1日（火）以降）に申請の受付を開始する予定です。詳細が決まりましたら、県ホームページ等でお知らせします。

5 お問合せ先

福島県時短要請コールセンター
 （電 話）024-521-8562
 （受付時間）毎日9時から17時まで